

除草希望者を公募します。

大石田出張所では、資源の有効利用と処分費のコスト縮減を図るため、河川区域内の除草にご協力していただける方を募集します。
 簡単な条件を満たせば、どなたでも応募が可能で、除草した刈草は家畜の飼料や堆肥の原料などに利用することもできます。

【応募期間】 令和6年6月26日(水)～令和6年7月2日(火) [先着順]

【作業期間】 令和6年7月9日(火)～令和6年7月23日(火) (予定)

【申込方法】 大石田出張所にて、応募様式及び作業計画書を記入し、申し込みをお願いします。
 受付時間は平日の9:00～16:30までになります。
※電話での申し込みはできません。

【応募資格等】 裏面の留意事項をご確認ください。

【除草場所】 大石田町横山地区・大石田地区の高水敷
 ※詳細は下図参照



区画	場所	面積	区画規模	
			延長	奥行き
①	大石田地区	A=3,000m ²	L=600m	W= 5m
②	横山地区	A=8,000m ²	L=800m	W=10m

※除草範囲は予定であり、変更になる場合があります。

国土交通省 新庄河川事務所 大石田出張所
 住所：北村山郡大石田町大字今宿字鷺の原 4 6 6 - 2
 電話：0237-35-2024
 FAX：0237-35-2354



留意事項

1. 公募除草の応募資格について

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではないこと。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではないこと。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- 直近1年間の税を滞納している者ではないこと。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

2. その他

- 刈草採取に当たっては、河川産出物の許可手続き（河川法第25条）が必要になります。
- 除草、搬出に要する費用は、全て応募者の負担とし、除草した刈草は持ち帰ることができません。
- 刈草の搬出時には道路交通法等関係法令を遵守し、周囲に配慮してください。
- 除草時の事故については自己責任となります。ただし、事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡してください。
- 河川敷地内には多種多様な植物が生育しており、除草した刈草に、人体・家畜等にとって有毒植物が混入する可能性があるため、刈草の利用にあたっては十分ご確認いただき、自己責任においてご利用ください。
- 第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。
- 河川管理施設を損傷した場合は、応募者が復旧するものとします。

応募様式で得た個人情報、公募除草以外の目的には使用しません。



河川名称	区画	面積	備考
〇〇川	〇〇区画	〇〇〇〇㎡	〇〇〇〇
〇〇川	〇〇区画	〇〇〇〇㎡	〇〇〇〇

